

■秋田県版レッドリスト・レッドデータブックカテゴリー定義（動物編）

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件	
●絶滅 Extinct (EX) 本県ではすでに絶滅したと考えられる種（注1、以下同じ）	過去に本県に生息したことが確認されており、飼育下を含め、本県ではすでに絶滅したと考えられる種		
●野生絶滅 Extinct in the Wild (EW) 飼育下でのみ存続している種	過去に本県に生息したことが確認されており、飼育下では存続しているが、本県において野生ではすでに絶滅したと考えられる種 【確実な情報があるもの】 ①信頼できる調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認されている。 ②信頼できる複数の調査によっても、生息が確認できなかつた。 【情報量が少ないもの】 ③過去50年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。		
●絶滅危惧 THREATENED	○絶滅危惧 I類 Critically Endangered+ Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 ①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 ②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 ③既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 【情報量が少ないもの】 ⑤それほど遠くない過去(30年～50年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。	絶滅危惧 I A類 Critically Endangered (CR) A. 次のいずれかの形で個体群の減少がみられる場合。 1. 過去10年間若しくは3世代のどちらか長い期間（注2、以下同じ）を通じて、90%以上の減少があつたと推定され、その原因がなくなっており、かつ理解されており、かつ明らかに可逆的である。 2. 過去10年間若しくは3世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があつたと推定され、その原因がとなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 3. 今後10年間若しくは3世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があると予測される。 4. 過去と未来の両方を含む10年間若しくは3世代のどちらか長い期間において80%以上の減少があると推定され、その原因がとなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 B. 出現範囲が100km ² 未満若しくは生息地面積が10km ² 未満であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。 1. 生息地が過度に分断されてい

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
<p>● 絶滅危惧</p> <p>T H R E A T E N E D</p>		<p>るか、ただ1ヵ所の地点に限定されている。</p> <p>2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。</p> <p>3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。</p> <p>C. 個体群の成熟個体数が250未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <p>1. 3年間若しくは1世代のどちらか長い期間に25%以上の継続的な減少が推定される。</p> <p>2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、若しくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。</p> <p>a) 個体群構造が次のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 50以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。 ii) 1つの下位個体群中に90%以上の成熟個体が属している。 <p>b) 成熟個体数の極度の減少</p> <p>D. 成熟個体数が50未満であると推定される個体群である場合。</p> <p>E. 数量解析により、10年間、若しくは3世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が50%以上と予測される場合。</p>
	<p>絶滅危惧 I B類</p> <p>Endangered(EN)</p> <p>絶滅危惧 I A類</p> <p>ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。</p>	<p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。</p> <p>1. 過去10年間若しくは3世代のどちらか長い期間を通じて、70%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなつており、かつ理解されており、かつ明らかに可逆的である。</p> <p>2. 過去10年間若しくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなつていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</p> <p>3. 今後10年間若しくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があると予測される。</p> <p>4. 過去と未来の両方を含む10年間若しくは3世代のどちらか長い期間において50%以上の減少</p>

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
<p>● 絶滅危惧 THREATENED</p>		<p>があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</p> <p>B. 出現範囲が500km²未満若しくは生息地面積が50km²未満であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生息地が過度に分断されているか、5以下の地点に限定されている。 2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。 3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。 <p>C. 個体群の成熟個体数が2,500未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 5年間若しくは2世代のどちらか長い期間に20%以上の継続的な減少が推定される。 2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、若しくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 <ul style="list-style-type: none"> a) 個体群構造が次のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> i) 250以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。 ii) 1つの下位個体群中に95%以上の成熟個体が属している。 b) 成熟個体数の極度の減少 D. 成熟個体数が250未満であると推定される個体群である場合。 E. 数量解析により、20年間、若しくは5世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が20%以上と予測される場合。
<p>○絶滅危惧 II類 Vulnerable (VU)</p> <p>絶滅の危険が増大している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。</p>	<p>次のいずれかに該当する種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 ②大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 ③大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。 	<p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 過去10年間若しくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっている、かつ理解されており、かつ明らかに可逆的である。 2. 過去10年間若しくは3世代のどちらか長い期間を通じて、30%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、ある

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
<p>● 絶滅危惧 THREATENED</p>		<p>いは可逆的でない。</p> <p>3. 今後10年間若しくは3世代のどちらか長い期間を通じて、30%以上の減少があると予測される。</p> <p>4. 過去と未来の両方を含む10年間若しくは3世代のどちらか長い期間において30%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</p> <p>B. 出現範囲が2,500km²未満若しくは生息地面積が250km²未満であると推定され、また次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 生息地が過度に分断されているか、10以下の地点に限定されている。 2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等について、継続的な減少が予測される。 3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。 <p>C. 個体群の成熟個体数が10,000未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 10年間若しくは3世代のどちらか長い期間内に10%以上の継続的な減少が推定される。 2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、若しくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 <ul style="list-style-type: none"> a) 個体群構造が次のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> i) 1,000以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。 ii) 1つの下位個体群中にすべての成熟個体が属している。 b) 成熟個体数の極度の減少 <p>D. 個体群が極めて小さく、成熟個体数が1,000未満と推定されるか、生息地面積あるいは分布地点が極めて限定されている場合。</p> <p>E. 数量解析により、100年間における絶滅の可能性が 10%以上と予測される場合。</p>

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
<p>●準絶滅危惧 Near Threatened (NT) 存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。</p>	<p>次に該当する種</p> <p>生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 個体数が減少している。 b) 生息条件が悪化している。 c) 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 d) 交雑可能な別種が侵入している。 	
<p>●情報不足 Data Deficient (DD) 評価するだけの情報が不足している種</p>	<p>次に該当する種</p> <p>環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、カテゴリーを判定するに足る情報が得られていない種。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) どの生息地においても生息密度が低く希少である。 b) 生息地が局限されている。 c) 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 d) 生活史の一部又は全部で特殊な環境条件を必要としている。 	
<p>●地域個体群 Threatened Local Population (LP) 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。</p>	<p>次のいずれかに該当する地域個体群</p> <p>①生息状況、学術的価値等の観点から、レッドデータブック掲載種に準じて扱うべきと判断される種の地域個体群で、生息域が孤立しており、地域レベルで見た場合絶滅に瀕しているかその危険が増大していると判断されるもの。</p> <p>②地方型としての特徴を有し、生物地理学的観点から見て重要と判断される地域個体群で、絶滅に瀕しているか、その危険が増大していると判断されるもの。</p>	

■付属資料

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
●留意種 Noteworthy	<p>次に該当する種</p> <p>①本県では絶滅のおそれはないが、国際的、国内的に保護を要するとされている種。</p> <p>②現在は保護策が講じられていて、差し迫った危機はないが、それが中止されれば絶滅危惧II類以上の危険度になる種。</p> <p>③過去に個体数・分布が著しく減少した種など。</p> <p>④他の機関で準絶滅危惧以上の評価を受けている種。</p>	

(注1) 種：種及び亜種を示す。

(注2) 過去10年間若しくは3世代：1世代が短く3世代に要する期間が10年未満のものは年数を、1世代が長く3世代に要する期間が10年を超えるものは世代数を採用する。

※1 環境省レッドリストカテゴリーと判断基準（2012）からの変更点は以下の3点

- ①本県の面積を勘案し、定量的要件のB要件の出現範囲面積と生息地面積を変更した。（秋田県版レッドデータブック2002と同じ）

カテゴリー		環境省	秋田県
絶滅危惧I B類（EN）	出現範囲	5,000km ² 未満	500km ² 未満
	生息地面積	500km ² 未満	50km ² 未満
絶滅危惧II類（VU）	出現範囲	20,000km ² 未満	2,500km ² 未満
	生息地面積	2,000km ² 未満	250km ² 未満

②環境省では付属資料としている「絶滅のおそれのある地域個体群」をレッドデータブックカテゴリーに組み入れ、名称を「地域個体群」とした。（秋田県版レッドデータブック2002と同じ）

③本県では絶滅のおそれはないが、国際的、国内的に保護を要するとされる種などのためのカテゴリーとして「留意種」を設け、付属資料とした。（秋田県版レッドデータブック2002では、本カテゴリーを設けてレッドデータブックカテゴリーに組み入れた。）

※2 秋田県版レッドデータブック2002のカテゴリー定義からの変更点は以下の5点

- ①カテゴリー名称から“種”を削除した（付属資料を除く。）。
- ②本県では絶滅のおそれはないが、国際的、国内的に保護を要するとされる種などのためのカテゴリーとして秋田県版レッドデータブック2002で設けた「留意種」を付属資料とした。
- ③「環境庁レッドリストカテゴリー（1997）」から「環境省レッドリストカテゴリーと判断基準（2012）」への変更内容を反映した。
- ④一般的に植物を対象としてのみに用いる用語を削除した。
- ⑤その他誤謬訂正、字句の訂正を行った。